

「夢洲 IR カジノ」関係の陳情書原稿

昨日の「万博関係」に続いて、夢洲 IR カジノ関係の陳情書を準備している。こちらは住民訴訟にも直接関わり、IR 推進局の見解を問うとともに、市議会都市経済委員会での議論を期待するものである。

[陳情趣旨]

昨年 12 月 4 日から、夢洲 IR カジノ用地の液状化対策が始まった。IR 用地は 49ha だが、うち建物直下の約 21ha が対象面積であり、大阪市が概算 255 億円を負担する。施工業者は竹中工務店・竹中土木共同企業体、大林組である。

大阪府・大阪市 IR 推進局「IR 事業用地の液状化対策工事について」によると、液状化委対策・地中障害物撤去・土壌汚染対策の土地課題対策工事は 2027 年度まで工期、2024 年夏頃に IR 準備工事、25 年春頃に建設工事着手と記載されている。2024 年には万博工事も本格化し、コンテナターミナルなどの物流機能を含めて、相当の混雑が予想される。万博開催期間中には、来場者アクセスとの競合・混乱も懸念されるであろう。

IR 事業用地の液状化対策などの土地課題対策工事は、IR 工事と同時並行で実施されるもので、両者は建物直下では一体のものである。「同一施工同一主体」の工事でないのか。土地課題対策工事と IR 工事を区別する理由は、前者に対しては大阪市が 788 億円を上限とする債務負担行為、後者については事業者負担であることなのか。両者を区別する根拠を示してもらいたい。

現在進められている土地課題対策工事は、大阪市が IR 事業者に土地を無償貸与して実施されている。今年夏頃からの IR 工事では、土地が IR 事業者に引き渡されて実施されると聞いている。その場合は事業前提条件が充足され、実施協定書第 99 条の 2 に規定されている 2026 年 9 月までの「解除権」は失効すると考えてよいか。定期借地権設定契約などによると、工区ごとの土地引渡しも可能と記載されているが、その場合の「解除権」はどのような扱いになるのか。

新聞報道によると、京阪ホールディングスの加藤好文会長は、「解除権の延長で、のどに刺さった小骨が中骨になった感覚だ」と述べて、中之島線の延伸についての判断を 2023 年度中にするのは困難だとしている。

IR 工事と土地引渡し・「解除権」との関係について、経営者だけでなく市民の関心も高いが、不明な点も多いので具体的な説明を求めたい。

[陳情項目]

1 夢洲 IR 用地の液状化対策工事の「事業主体」、IR 工事との関係、IR 工事と事業実施協定等記載の「解除権」との関係について具体的な説明を求める。

(2024 年 1 月 30 日)